

(参考)

## 自家用有償旅客運送の運転者要件に係る規定

### 道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）

（申請書に添付する書類）

第51条の3 法第79条の2第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～六 （略）

七 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類

八 福祉自動車（第49条第3号イからニまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第51条の16第3項に規定する要件を備えていることを証する書類

九～十三 （略）

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

第51条の9 法第79条の4第1項第6号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

一 （略）

二 第51条の16第1項に規定する運転者及び福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第51条の16第3項に規定する運転者その他の乗務員の確保

三～六 （略）

（自家用有償旅客運送自動車の運転者）

第51条の16 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

2 （略）

3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第1項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第42条第1項の介護福祉士の登録を受けていること。

二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

4～6 （略）

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）

（運転者及び運行管理に関する経過措置）

- 附則 第9条 施行日から1年を経過する日までの間に新法第79条の登録を受けようとする場合における新法第79条の2の規定による登録の申請については、新法第79条の4第1項第6号（新施行規則第51条の9第2号に掲げる措置に係る部分に限る。）及び新施行規則第51条の3第7号及び第8号の規定は、適用しない。
- 2 新法第79条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）が施行日から1年を経過する日までの間に新法第79条の7第1項の規定による変更登録を受けようとする場合における当該変更登録の申請については、同条第2項において準用する新法第79条の4第1項第6号（新施行規則第51条の9第2号に掲げる措置に係る部分に限る。）及び新施行規則第51条の11第2項第1号（新施行規則第51条の3第7号及び第8号に掲げる書類に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 3 自家用有償旅客運送者については、施行日から1年間は、新法第79条の9第1項（新施行規則第51条の16第1項及び第3項並びに第51条の17第2項並びに第3項第1号及び第3号に掲げる措置に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 4 みなし自家用有償旅客運送者が施行日から1年を経過する日までの間に新法第79条の7第1項の規定による変更登録を受けようとする場合における当該変更登録の申請については、同条第2項において準用する新法第79条の4第1項第6号（新施行規則第51条の9第2号に掲げる措置に係る部分に限る。）及び新施行規則第51条の11第2項第1号（新施行規則第51条の3第7号及び第8号に掲げる書類に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 5 みなし自家用有償旅客運送者については、改正法附則第5条の規定により新法第79条の登録に付されたものとみなされる期限が到来するまでの間（施行日から1年を経過する日までに当該期限が到来する場合において、新法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録を受けた場合にあつては、施行日から1年間）は、新法第79条の9第1項（新施行規則第51条の16第1項及び第3項並びに第51条の17第2項並びに第3項第1号及び第3号に掲げる措置に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。ただし、施行日から1年を経過した日以後に新法第79条の7第1項の規定による変更登録を受けた場合にあつては、この限りでない。